

令和7年度 部活動運営計画

須賀川市立第一中学校

1 ねらい

- (1) 適切な部の設置に努めることにより、生徒の能力と個性の伸長を図る。
- (2) 活動全般をとおしてよい人間関係を構築し、望ましい社会性を育てる。
- (3) 生徒の自主的・自発的な活動をとおして、自己肯定感を高める。

【中学校学習指導要領解説 総則編】H29.7

- ・異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど教育的意義が高い。

【学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン】

R4.12 スポーツ庁・文化庁

2 部活動運営方針

(1) 部活動の加入

- ① 生徒の自由参加とする。

※なお、1ねらいに記されているとおり部活動の教育的意義は大きいものであるので、生徒・保護者へは部活動加入について積極的に推奨していく。

【中学校学習指導要領解説 総則編】H29.7

- ・教育課程外で行われる部活動と教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要である。
- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動

【中学校学習指導要領解説 総則編】追記 R6.12

- ・なお、部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は法令上の義務として実施されるものではないことから学校の判断により実施しないこともあり、また、全ての生徒が一律に加入しなければならないものではなく、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることにも留意すること。

(2) 部活動編成の手順

- ① 部活動紹介

新入生歓迎会時に部員は部活動紹介を行う。部活動担当は部員募集停止の条件について説明を行う。歓迎会終了後、部活動参加確認書（様式1）を配付する。

- ② 2・3年生の部活動希望調査

新年度すぐに各担任より部活動参加確認書（様式1）を配布・回収する。担任は確認後、各部活動顧問へ提出する。なお、転部を希望する生徒が出た場合は担任・新旧の部活動顧問の承諾を得たうえで転部届け（様式3）を提出する。

- ③ 部活動編成会

4月23日（水）の放課後に開催する。確認書をもとに名簿作成・組織編成を行う。編成会をもって正式に部員として登録される。編成会終了後、顧問は確認書を部活動担当へ提出し、部活動担当から校長へ提出する。

- ④ 特設部

特設部については、活動時期に部員を募集し、各顧問より特設部活動加入承諾書（様式2）を入部希望生徒へ配布し、担任が確認後、回収する。回収後、顧問は承諾書を校長へ提出する。

(3) 部員募集停止の条件 ※ 検討課題として休廃部規定案を作成し、顧問会議等で検討していく。

- ① 以下の条件に該当した部活動がある場合は、部活動臨時顧問会を開き、募集停止・休部・廃部について検討する。募集停止・休部・廃部に関する手続きは、顧問会・保護者会等を経て最終的には校長が決定する。部活動の統合については検討されるが、新設は認めない。
- ② 部員募集停止の条件については、新入生保護者説明会、新入生オリエンテーション時に保護者、新入生へ周知する。部活動編成後、翌年の募集停止規定に該当した部については、前期生徒総会で部活動担当から全校生へ周知する。

【運動部】

- ① 部活動編成後、1・2年生合わせて最低団体種目出場の人数（別紙1）に満たない場合。
- ② 募集を停止した部活動については、在籍する部員の3年生までの活動を保証する。また、活動保証のために以下の手立てを講じることができる。
 - 手立て1) 文化部からの一時的な仮入部を認める。
 - 手立て2) 各種目の中体連で定められた規定に基づき、岩瀬支部の学校との合同チームによる参加を認める。
 - 手立て3) 個人戦のある種目に関しては、個人戦へ出場する。

【文化部】

- ① 部活動編成後、1・2年生合わせて6人未満となった場合。
- ② 募集を停止した部活動については、在籍する部員の3年生までの活動を保証する。

【その他】

- ① 上記以外でも、状況に応じて募集停止について検討することもある。

(4) 部活動の変更

部活動に所属する生徒は3年間当該部での活動を継続することを前提とする。万が一、特別な理由により部活動を変更する場合は、本人・保護者・新旧顧問・担任との連絡、協議をしたうえで決定する。その後の転部届け用紙は部活動担当者が保管しておく。

※ 特例については、個別に協議する。

(5) 部活動顧問

- ① 各部には原則的に本校教師2名を顧問として置く。
- ② 活動には必ず顧問がつく。(つけない場合は活動しない)
- ③ 顧問は必ず練習開始前・後の生徒の健康観察を行い、部活動日誌に記録する。

(6) 部活動指導員・外部コーチ

- ① 導入や人選については、顧問と保護者会で全体の理解と承認を得てから、校長の許可を得て依頼する。
- ② コーチへの対応については、次のような項目についてあらかじめ保護者会で決定しておく。
 - ア 指導する期間・曜日・年間の日数・時間帯
 - イ 謝礼について（旅費を含む）
 - ウ 大会参加のあり方（コーチとしてベンチに入るのか・どの大会まで参加するのか）
- ③ 顧問不在の場合、外部コーチのみの指導による活動はできない。

※部活動指導員は、①・②は該当しない

3 活動の決まり

(1) 活動時間

期 間	時間帯	備 考
4 月～ 中体連新人戦まで	1 8 : 3 0 完全下校	○平日に 1 日は、休養日を設定する。(土・日のいずれかと併せて、週 2 回の休養日を設定する) ○下校時間を守れない場合は、一定期間の活動停止もある。 ※日程 (A 案 B 案や 5 校時 6 校時の場合など) の詳細は部活動担当と教務で調整する。
中体連新人戦～ 2 月	1 8 : 0 0 完全下校	
3 月	1 8 : 3 0 完全下校	
休日・祝祭日	○準備・片付けを除いた主活動は 3 時間以内とする。大会・練習試合に関してはその限りではない。 ○土・日のいずれかを休養日とする。もしも、大会等によって土・日両日活動する場合は、平日に休養日を取り、週 2 回の休養日を設定する。	
朝 練	特設部に限り、7 : 1 0 からの活動を認める。 ジャージ登校可とする。時間を守ることができない場合や授業中の態度に問題がある場合は、活動を停止することがある。また、活動内容については、生徒の負担過重にならないような計画で進めることとする。	
放課後	終了時間を厳守し、決められた時間には完全下校できるようにする。季節に応じて、下校時の安全を講じるなどの対策を行う。また、活動終了後の保護者の送迎は生徒昇降口前を原則とし、沿道で待つことはさせない。	

(2) 活動の許可

土曜日・日曜日・祝日等の休日、長期休業中の活動はすべての部活動の予定を一括してまとめ、校長の承認を得たうえで、顧問教師の指導のもとに行う。

(3) 活動の停止

- ① 期末テスト4日間前、前期技能教科テスト2日前、実力テスト1日前(特設部の朝練は当日)からの活動を停止する。テスト当日(終了日)は、顧問の判断のもと、活動停止期間を考慮した内容で活動を実施する。大会が近い場合には学校長と保護者の承諾を得たうえで、必要最低部員による活動が行うことができる。
- ② 下校時間を守れないことが繰り返される場合や下校時の買い食いなど、活動において問題行動等があった場合は、一定の期間の停止もある。

(4) 活動の心得

- ① 荷物は活動場所へ持っていく、活動後は教室や校舎内に生徒は入らない。
- ② 服装は一中ジャージまたは制服とする。但し、部でそろえたジャージやTシャツ・準ユニフォームでもよい。
- ③ 施設設備は常に整理し点検を行う。部室での飲食は禁止、鍵の管理は顧問が行う。
- ④ 活動は必ず顧問が指示し、無理な活動は行わせない。部会等は顧問のもとで行う。
- ⑤ 休業日の活動は、顧問がついていなければならない。
- ⑥ 服装等については通常の学校での活動と同じとする。
- ⑦ 部活動日誌を毎日記入し、学期末に部活動担当者・校長へ提出する。

4 部活動名

【常設部】

野球部（男女） サッカー部（男女） ソフトテニス部（女子） バレーボール部（女子）
男子バスケットボール部 女子バスケットボール部 卓球部（男子） 剣道部（男女）
吹奏楽部（男女） 美術部（男女） コンピュータ部（男女）

【特設部】

陸上部（男女） 駅伝部（男女） 水泳部（男女） 合唱部（男女）

5 活動場所

☐ 秀麗体育館

男女バスケットボール部、バレーボール部、卓球部、剣道部がローテーションによって使用するものとする。その際、使用しない曜日・休日などについては顧問間で調整を行う。冬期間については、希望により屋外の部活動の使用もある。その場合は顧問会により、使用の可・不可を含めて、活動のローテーションを再度検討・作成する。

☐ 校庭

野球、サッカー、ソフトテニス、特設陸上・駅伝部とし、練習試合等は顧問間で調整する。

☐ 校舎内の各教室

- | | |
|-----------|-----------|
| ・ 吹奏楽部 | 音楽室・3階教室等 |
| ・ 美術部 | 美術室 |
| ・ コンピュータ部 | 第2会議室等 |
| ・ 特設合唱部 | 被服室 |

※ 雨天時に運動部がその他の教室を使用する場合は、教頭へ活動場所を報告する。

☐ 中央体育館

男女バスケットボール部、バレーボール部、卓球部、剣道部が使用するものとする。使用については顧問間で協議し、決定する。中央体育館の使用上の注意（別紙2）をよく確認すること。